

福岡県 I T × 女性 × 企業応援ネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 経済分野におけるジェンダーギャップの解消を図るため福岡県が実施する女性 I T 人材育成事業等（女性 I T 人材育成事業及び企業における I T を活用した女性活躍推進事業）（以下「県事業」という。）を推進するため、福岡県 I T × 女性 × 企業応援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ネットワークは、前条の目的に賛同し、福岡県と協働して女性 I T 人材育成等に取り組む次の各号に掲げるすべての要件に該当する者（以下「構成団体」という。）により構成する。ただし、福岡県が構成団体として適当でないとする場合については、この限りでない。

- (1) 福岡県内に事業所等を置く法人その他の団体であること。
- (2) 代表者及び役員が福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) その他、公序良俗に反する行為及び法令違反がないこと。

(参加登録等)

第3条 ネットワークに参加登録しようとする者は、福岡県 I T × 女性 × 企業応援ネットワーク参加登録申請書（様式第1号）により、福岡県に申請するものとする。

- 2 福岡県は、参加登録の可否を参加登録申込団体に通知する。
- 3 福岡県は、前項の登録をしたときは、当該構成団体の名称、所在市（区）町村、業種を県ホームページ等において公表するものとする。
- 4 参加登録申込団体等は、申請を行った時点で、前項の内容について公表されることに同意したものとする。
- 5 構成団体は、自社又は自団体のホームページ等において、県事業にかかる取組内容等を情報発信するよう努めるほか、県事業に協力するものとする。

(登録の変更)

第4条 構成団体は、登録内容に変更がある場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の登録の変更については、福岡県 I T × 女性 × 企業応援ネットワーク登録変更届出書（様式第2号）により届け出るものとする。

(登録の辞退)

第5条 構成団体は、登録の辞退について、福岡県に申し出ることができる。

- 2 前項の登録の辞退をしようとする場合は、福岡県 I T × 女性 × 企業応援ネットワーク登録辞退届（様式第3号）を福岡県に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 福岡県は、構成団体から登録取消の意思表示を受けた場合又は構成団体が第2条に定める要件を満たさなくなった場合には、当該構成団体の登録を取り消すことができるものとする。

2 福岡県は、ネットワークの活動趣旨等に照らして参加が不相当と思われる構成団体について、登録を取り消すことができるものとする。

(事務局)

第7条 ネットワークの事務を処理するために、福岡県人づくり・県民生活部女性活躍推進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。